

第 T 5 8 作 業 班 設 置 要 綱

平成11年10月26日
第26回規格会議決定

1 設置

規格会議運営細則（以下「細則」という。）第18条の規定に基づき、「準ミリ波帯・ミリ波帯の周波数を利用した加入者系無線アクセスシステム P-P システム標準規格（ARIB STD-T58）」の維持改訂を行うため、第58作業班（以下「作業班」という。）を設置する。

2 審議事項

作業班は、「準ミリ波帯・ミリ波帯の周波数を利用した加入者系無線アクセスシステム P-P システム標準規格（ARIB STD-T58）」に関する改訂等の原案を作成する。

3 構成

- 一 作業班は、細則第19条の規定に基づき構成する。
- 二 作業班には、細則第20条の規定に基づき主任及び副主任を置く。

4 設置期間

作業班は、別に規格会議が定める日までの間設置する。

5 委任

作業班に関する必要なその他の事項は、作業班において別に定める。